

260MHz帯TDMA無線機の調達  
入札説明書

島根県

## 目 次

1	入札に付する事項	1
2	契約を担当する所属名称及びその所在地	1
3	入札参加する者に必要な資格	1
4	入札参加資格確認申請	2
5	入札、開札に関する事項	2
(1)	入札	2
(2)	入札保証金	3
(3)	開札	3
(4)	再度入札	4
(5)	落札者の決定方法	4
(6)	入札の無効	4
(7)	入札の取りやめ又は延期	4
(8)	調査協力	4
(9)	入札において使用する言語及び通貨	4
6	契約に関する事項	4
(1)	契約書作成の要否	4
(2)	契約条項	4
(3)	契約の締結	4
(4)	契約保証金	5
(5)	前金払い	5
(6)	契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨	5
7	質問等	5
8	その他	5

### 添付資料

- (1) 入札書に関する注意事項
- (2) 入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて
- (3) 契約書（案）

### 関係様式

- (様式第1号)入札参加資格確認申請書
- (様式第2号)委任状
- (様式第3号の1)入札書
- (様式第3号の2)費用内訳書
- (様式第4号)質問書
- (様式第5号)入札保証金の免除に関する誓約書
- (様式第6号)契約保証金の免除に関する誓約書

この入札説明書は、本件が発注する260MHz帯TDMA無線機の調達に関して、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年島根県規則第83号）、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）、本件に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を示すものである。

### 1 入札に付する事項

- |           |   |
|-----------|---|
| ア 件名及び数量  | 260MHz帯TDMA無線機 一式                             |
| イ 入札案件の仕様 | 別添「260MHz帯TDMA無線機調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり      |
| ウ 納入期限    | 平成30年2月28日<br>ただし、各年度の納入品数量及び納入期日等の詳細は仕様書による。 |
| エ 納入場所    | 島根県松江市内（別途指示する。）                              |

### 2 契約を担当する所属名称及びその所在地

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県防災部消防総務課防災情報グループ  
TEL 0852-22-5889 FAX 0852-22-5930

### 3 入札参加する者に必要な資格

次のアからカの全ての項目に該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号。以下「審査要綱」という。）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が（大分類「4 機械器具類」、中分類「(5) 電気通信機器」）に登録されている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加審査申請書類を次のとおり提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定をうけなければならない。

(ア) 提出場所

記2の契約担当所属に提出すること。

(イ) 提出方法

期限までに持参又は郵送により提出すること。

(ウ) 提出期限及び方法

平成27年9月7日 正午まで

なお、郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用し、提出期限までに到着していること。

また、持参による受付時間は、島根県の休日（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(エ) 申請書類、添付書類等

申請書類の様式、添付書類、作成方法については、島根県ホームページ「平成25年～27年物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査のご案内」に掲載する入札参加資格審査申請手引きを参考とすること。

(URL)

[http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin\\_shinsei/](http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin_shinsei/)

また、申請書の必要事項が未記入又は記入事項が不相当である場合、添付すべき書類に不備があり審査できない場合及び提出期限までに書類の提出がなかった場合は、申請を不受理とします。

- エ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- オ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等の排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- カ 島根県における県税の滞納がないこと。

#### 4 入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は次の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した申請書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### ア 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 添付書類

a 会社概要

b 委任状（様式第2号）

入札にあたって代理人を定める場合に添付

入札前に入札会場での提出も可

c 入札保証金の免除に関する書類

免除を受けようとする場合に添付

##### イ 提出方法

期限までに持参又は郵送により提出すること。

##### ウ 提出期限

平成27年9月16日 正午まで

なお、郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用し、提出期限までに到着していること。

また、持参による受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

##### エ 提出場所

記2の契約担当所属に提出すること。

##### オ 確認結果の通知

確認結果は、平成27年9月24日までに通知する。

##### カ その他

(ア) 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された資料は返却しない。

(ウ) 提出された資料は提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

#### 5 入札、開札に関する事項

##### (1) 入札

##### ア 入札書

(ア) 入札は、入札書（様式第3号の1）により行うものとする。

入札書の記載等にあたっては次の事項に注意すること。

a 入札者は、本調達案件に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もること。

b 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札書の提出にあわせて、費用の内訳を費用内訳書（様式第3号の2）により提出すること。

費用内訳書の記載にあたっては次の事項に注意すること。

a 費用内訳書に記載する金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額により記載するものとし、費用内訳書に記載された合計金額は、入札書に記載された金額と一致すること。

b 物品の単価に数量を掛けた金額が入札金額となるよう、諸経費等に相当する経費については各物品の単価に按分して含めること。

c 費用内訳書には、会社名を記載し、入札書に押印する印章と同じ押印がされていること。

#### イ 提出方法

(ア) 期限までに持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

(イ) 入札書の提出に先だて、(2)の入札保証金を納めること。

(ウ) 代理人により入札する場合は、適正な委任状が提出されていること。

(エ) 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(オ) その他、別添「入札書に関する注意事項」を参照すること。

#### ウ 提出期限

平成27年10月9日 午後1時30分まで

ただし、郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用し、平成27年10月9日午前10時00分までに到着していること。

また、持参による受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

#### エ 提出場所

平成27年10月9日午後1時00分までは記2の契約担当所属に提出するものとし、それ以降は記5(3)イの開札場所において提出するものとする。

### (2) 入札保証金

ア 島根県会計規則第61条の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）

イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

ウ 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期

(ア) 納付場所

島根県松江市殿町1番地 島根県出納局審査指導課

(イ) 納付時期

入札書提出前まで

エ 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札後に、上記ウの場所において還付する。

オ 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

### (3) 開札

ア 日時

平成27年10月9日 午後1時30分から

イ 場所

島根県庁 本庁舎屋上階 701会議室

#### ウ 開札の方法

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いのもと行う。これらの者が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて行う。

#### (4) 再度入札

ア 開札の結果、各人の入札の内予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札者の中に開札に立ち会わない者がある場合は別に定める日時に再度入札を行う。

なお、前回の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加できない。

イ 再度入札の回数については2回までとする。

ウ 再度入札の場合、参加者が1人となったときは入札を行わない。

#### (5) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

#### (6) 入札の無効

入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

#### (7) 入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期する。

この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

#### (8) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

#### (9) 入札において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 6 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否

要する。

### (2) 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

### (3) 契約の締結

ア 落札者が決定したときは、7日以内に仮契約を締結するものとする。

イ 本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

ウ 仮契約の相手方が仮契約期間中に入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けた場合は仮契約を解除し本契約を締結しないこととし、この場合において県は損害賠償の責めを負わないものとする。

エ 本件の調達手続きに関し、島根県政府調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

#### (4) 契約保証金

- ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する者については、免除する。（「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）
- イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期
  - (ア) 納付場所  
島根県松江市殿町1番地 島根県出納局審査指導課
  - (イ) 納付時期  
落札の日から7日以内
- エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

#### (5) 前金払い

無し

#### (6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 7 質問等

- ア 質問書  
様式第4号による。
- イ 提出期限  
平成27年10月2日 午後5時00分まで
- ウ 提出方法  
郵送又は持参により提出するものとする。
- エ 提出先  
記2の契約担当所属に提出すること。  
なお、郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用し、提出期限までに到着していること。  
また、持参による受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
- オ 回答  
島根県ホームページの入札情報に随時掲載する。  
(URL)  
[http://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)
- カ その他  
入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 8 その他

- ア 入札参加資格申請、入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- イ その他詳細不明の点については、記2の契約担当所属に照会すること。